

Q & A

Q1 なぜ地域で個別避難計画を作成する必要があるのですか？

A1 災害時には公的機関が様々な支援活動を行いますが、災害の規模が大きくなるほど、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。

そのような場合にも、**多くの方の生命・身体を守ることができるよう、地域の方同士での助け合いに御協力をお願いします。**

Q2 避難を支援する人や自治会には、どのような義務や責任が生じますか？

A2 この制度は、あくまでも避難支援者の善意によって成り立つ任意の制度です。したがって、**仮に災害時に避難支援ができなくても責任が伴うものではありません**ので、ご自身やご家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難支援をお願いします。

ただし、名簿や個別避難計画等の個人情報の取扱いには十分注意してください。

Q3 近所に歩行が困難なひとり暮らしの方がいますが、同意者名簿に掲載されていません。制度に登録するように勧めてよいのでしょうか？

A3 要件に当てはまる方には、市でも名簿掲載への同意を呼び掛けていますが、地域で本制度をご説明いただき、勧めていただくと幸いです。その際は、同意書の提出が必要であることをお伝えいただくとともに、個別避難計画の作成にもお力添えいただくよう、併せてお願いします。

その他、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
また、ホームページもご参照ください。

福井市避難支援プラン

検索



【問い合わせ先】〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（別館5階）

福井市 危機管理課 TEL (0776)20-5234 FAX (0776)20-5235

福井市避難支援プラン

自治会等の地域の皆様

福井市 避難支援プランへの 御協力をお願いします。

福井市避難支援プラン

福井市では、災害の際に支援を必要とする方（避難行動要支援者）からの申出を受け、その方々が居住する自治会に名簿（避難行動要支援者名簿）を配付し、**地域で平常時の見守り活動や災害時の手助け**ができるよう取り組んでいます。



支援の対象者（避難行動要支援者）

- ① 身体障害者手帳1・2級（総合等級）をお持ちの方
 - ② 療育手帳Aをお持ちの方
 - ③ 要介護認定3～5を受けている方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
 - ⑤ 福井市ひとり暮らし等高齢者登録資格認定者の方
 - ⑥ その他、自力で避難することが困難な方
- ※ 家族からの支援を受けることができる方、長期入所・入院中の方は対象外



制度の流れ

1 避難行動要支援者：同意書の提出



自身の氏名等を自治会等に提供することに同意する同意書を市役所に提出します。

2 市役所：名簿の作成と配付



- ・避難行動要支援者からの同意書をもとに、避難行動要支援者名簿を作成します。
- ・毎年4月と10月頃に作成した名簿を各自治会等に配付します。

3 自治会等：災害時の支援体制づくり



- ・配付された名簿をもとに、災害時の支援体制づくり（個別避難計画の作成等）や平常時からの見守り活動をお願いします。
- ・自治会長、自主防災会長、福祉委員、民生委員児童委員の方に同じ名簿を配付していますので、各役職の方との連携をお願いします。

自治会等の地域の皆様へのお願い

1 災害時の支援体制づくり（個別避難計画の作成）

個別避難計画とは

避難行動要支援者一人ひとりにつき、災害時に「だれが、どこに、どのように避難させるか」を事前に計画しておくものです。

個別避難計画作成の進め方の例

対象者への呼びかけ

市役所から配付された名簿をもとに、訪問等により避難行動要支援者に必要な支援についての呼びかけをします。

個別避難計画を作る

避難行動要支援者と関係者（自治会長、自主防災組織会長、福祉委員、民生委員児童委員、実際に支援する方等）で話し合い、その方の個別避難計画を作成します。

個別避難計画の共有

- ・避難行動要支援者の同意を得て、作成した個別避難計画の写しを関係者*に渡すなど情報の共有をお願いします。
- ・計画原本は、地域で定めた管理者が管理してください。
- ・災害が発生した際には、個別避難計画を参考に安否確認や避難支援をお願いします。



* 避難行動要支援者本人とその家族、自治会長、自主防災会長、民生委員児童委員、福祉委員、実際に支援する方、福祉専門職、地域包括支援センター、福井市危機管理課 等

2 平常時からの見守り活動

避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に円滑に避難させるためにも、機会のあるごとに声をかけるなど平常時から見守り活動をお願いします。

